

 \bigcirc

山形県公報

平成16年7月2日(金) 第1555号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

				•		
	目	次				
	告	示				
県議会定例会の閉会 有害図書類の指定 指定居宅サービス事業者の指定 指定居宅介護支援事業者の指定			(札 (· ·····(戈 讨山総合3 同	文化振興記 支庁福祉記 司	果) 同 果)819) 同
県営土地改良事業計画の変更 土地改良事業施行の適当の決定 道路の区域の変更 県道の供用の開始			(庄内約 (庄内約	総合支庁農	農村計画語	果)同
山形県指定金融機関等県公金取扱規	程の一部を改正する	る規程		(出	出納 居	曷) 同
	教育委員	会関係				
	+ B	Bil				
	規	則				
山形県立高等学校管理運営規則の一						
山形県高等学校定時制課程及び通信	制課程修学資金貸	与規則の一部を改	正するタ	現則		同
	公	告				
鳥獣保護区特別保護地区指定の予定 特定調達契約に係る随意契約の相手				•		
平成17年度山形県立高等学校の入学	者の募集			(孝	效育委員会	会)同
						
	告					
山形県告示第715号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 同年同月23日閉会した。 平成16年7月2日	101条第1項の規定	『により平成16年 (5月8日	招集した	山形県議	会定例会は、
十成16年7月2日		山形県知事	髙	橋	和	左 隹
		ロハハハサブ	1-0	ile)	— IH	иμ-
山形県告示第716号 山形県青少年保護条例(昭和54年3月 図書類として指定する。	県条例第13号)第	8 条第 1 項の規定	により、	次の図書	書類を青 り	少年に有害な
平成16年7月2日		山形県知事	髙	橋	和	左隹
		エルババルチ	1-0	내민	7 H	·αμ

(図書)

指定 番号	題名	図書コード	発 行 所 等 指定の理由
8131	愛の体験special DX7月号	11585 - 7	(株) 竹 書 房 著しく青少年の性的感情を刺激
8132	人妻模樣第2章	50163 - 24	(株) 双 葉 社 し、その健全な
8133	熱帯ぷりん 2	57607 - 22	(株) 竹 書 房 おそれがある。
8134	恋色着信	52121 - 18	(株) フロム出版
8135	まんがシャワー7月号	18399 - 7	(株) 一 水 社
8136	マガジン・ウォー・ウルフ7月号	08365 - 07	(株マガジン・マガジン
8137	パシャ! JUL NO.2	17471 - 07	若生出版㈱
8138	カルビPOWER 7 月号	02591 - 07	若生出版㈱
8139	YhaHip&Lip 7 月号	08877 - 7	ワニマガジン社
8140	YoungLOVEComic aya(アヤ)7月号	18815 - 07	宙 出 版
8141	少女革命7月号	14755 - 7	(株) 一 水 社
8142	危険な愛体験Special 7月号	02893 - 07	サニー出版(株)
8143	コミックアムール 7月号	03801 - 07	サン出版㈱
8144	アジア違法サイト見聞録iP! (アイピー)07	01481 - 7	(株) 晋 遊 舎
8145	レディースコミック微熱 7 月号	09663 - 7	セブン新社
8146	レディースコミック・タブー7月号	19673 - 07	三和出版(株)
8147	ボクの出会った本当の話VOL.13	15278 - 07	(株)メディアボーイ
8148	ふたりぼっち	52120 - 74	㈱フロム出版
8149	週刊大衆GTS 7月4日号	20439 - 7/4	(株) 双 葉 社
8150	GOKUH (ゴクウ) 7月号	03797 - 07	バゥハゥス
8151	衆刊圏外(インディーズ無料サイトガイドシリーズ)	63619 - 67	(株) 芸文社

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

(図書)

番号	題	名	区	分	発	行	所	等
1	咲くマン棒		コード	なし	オ	オツ	力書	書房
2	アヘアへ倶楽部VOL	.2	コード	なし	ピ	スト	ン出	占版
3	do-up! (ドアップ)	3	06397	-3		マック・ショ		ーポ

(録画テープ等)

番号	題	名	X	分	発	行	所	等
1	街でうわさの汁喰女	7	DVD		(有) 隼 シー	エ −	・ジェ	ン
2	インテリ女にぶっか	ける!?	DVD		桃太	郎映作	象出版	Ź

山形県告示第717号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居種		-ビス	指定年月日		
医療法人社団みゆき会	医療法人社団みゆき会 みゆきデイサー						
	ビス石崎	通	所	介	護	平成16.	5. 6
上山市弁天二丁目 2番11号	上山市石崎一丁目3番5号						
特定非営利活動法人ガンダー	サポートハウス湯和						
ラ		通	所	介	護	同	5.24
上山市新湯 1 番14号	上山市新湯 1 番14号						
株式会社白樺	訪問介護事業所しらかば	訪	問	介	護	同	5.25
山形市久保田三丁目 5 番24号	山形市久保田三丁目 5 番24号	引	미	71	豉	19	5.25
有限会社ケアサービス東北	通所介護事業所まごころの家						
尾花沢市大字荻袋1490番地の	通	所	介	護	同	5.27	
40							

山形県告示第718号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月	目
株式会社山本産業	さふらん天童ケアプランセンター	₩#16	F 6
天童市本町一丁目5番1号	天童市本町一丁目1番2号	平成16.	ο. ο
さがえ西村山農業協同組合	さがえ西村山農業協同組合		F 2F
寒河江市中央工業団地75番地	寒河江市中央工業団地75番地	同	5.25

山形県告示第719号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(長根地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(長根地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

朝日町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年7月8日から同年8月6日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第720号

松山町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年6月23日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し(大川渡箕輪地区)

2 縦覧に供する場所

松山町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年7月12日から同年8月10日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月2日から同年7月15日まで縦覧に供する。

平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡余目町大字家根合字沼田2番1から 同 61番1まで		IΒ	7.0 メートル	メートル 73
同	上	新	7.0 メートル ・ 13.4	同上

山形県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月2日から同年7月15日まで縦覧に供す る。

平成16年7月2日

山形県知事 橋 和 雄 髙

1 路 線 名 余目加茂線

2 供用開始の区間 東田川郡余目町大字家根合字沼田2番1から

61番1まで

3 供用開始の期日 平成16年7月2日

山形県告示第723号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年7月2日

南四番町

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

"	南四番町	"	南四番町2番	,,	,,	
"	支 店	2号		"	"	を
"	馬見ヶ崎支店	"	千歳一丁目16	,,	,,	~
"	千歳出張所	番41号	클	"	"	

11

に、

支 店 2号 下安町16番地 東泉支店 の 8 を 新庄駅前 新庄市沖の町3番3 店号 " 下安町16番地 東泉支店 に、

" 南四番町2番

" 十日町二丁目 本店営業部 を

十日町出張所 4番1号

の 8

本店営業部 " 十日町二丁目 十日町出張所 4番1号 " 千歳一丁目16 馬見ヶ崎支店 " 千歳出張所 番41号

酒田支店今町 酒田市寿町 5番28号 を 出張所

酒 田 支 店 酒田市寿町 5番28号 今町出張所 新庄支店新庄 | 新庄市沖の町3番3 駅前出張所 묵

に改める。

に、

附 則

この規程は、平成16年7月5日から施行する。ただし、別表第2の改正規程中株式会社山形銀行新庄駅前支店及 び新庄支店新庄駅前出張所に係る部分は、同月12日から施行する。

教育委員会関係

規

則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月2日

山形県教育委員会 委員長 安孫子

博

山形県教育委員会規則第11号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 10 を 15 に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年7月2日

> 山形 県 教 育 委 員 会 委 員 長 安 孫 子 博

山形県教育委員会規則第12号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則(昭和49年12月県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「195パーセント」を「192パーセント」に、「年282万円」を「年279万年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区の指定をする予定である。

なお、関係書類は、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成16年7月15日まで縦覧に供する。

平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 特別保護地区の名称

小国鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

縦覧に供する図面のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

小国鳥獣保護区は、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の

中にスギ・カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が多数生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中央部の八木沢川とその東側の尾根に挟まれた区域は、険しい地形でプナ林が原生林に近い形で残っており、鳥獣の良好な生息環境となっているため、当該区域について、引き続き、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。

・管理方針

区域内の定期的な巡視により、生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないように留意する。

鳥獣保護区内には、気軽に森林浴やレクリエーションができる健康の森横根が整備されていることから、利用者にはゴミの持ち帰りやマナー等について指導し、特別保護地区内の生息環境を良好に維持するよう努める。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項についての意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成16年7月2日から同月15日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部環境保護課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年7月2日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

ネットワークシステム関連機器及びソフトウェア等の賃貸借 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立米沢女子短期大学教務学生課

山形県米沢市通町六丁目15番1号 電話番号0238(22)7330

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年5月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

- 5 随意契約に係る契約金額 43,676,640円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号

平成17年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成16年7月2日

山形県教育委員会 委員長 安孫子

博

山形県立高等学校専攻科

学			校						名			設	置	学	科	入学定員
Щ	形	県	立	米	沢	I	業	高	等	学	校	生	産	情	報	15

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成17年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に 定めるところによる。

別記

平成17年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業又は平成17年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成16年7月16日(金)から7月23日(金)正午まで

- 4 提出書類
 - (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写真

最近3か月以内に撮影したもの

(4) 調査書

高等学校卒業(卒業見込み)の者は、高等学校の調査書

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成16年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

- (1) 学力検査
 - イ 検査教科

工業

口 検査時間

70分

八 検査期日

平成16年8月3日(火)

(2) 面接期日

平成16年8月3日(火)学力検査終了後

6 合格発表

平成16年8月5日(木)午後2時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。